

STOP ストストップ!! 不法投棄

不法投棄は絶対許されません!!

その原因は、モラルの欠如によるものです。心ない人の無責任な行動を許さず、みんなの手で美しく豊かな環境を守りましょう。

ごみの不法投棄をなくすには?

- 一人ひとりが自覚を持ち、自分のごみは自分で責任を持ち適正に処理をしましょう。
- みんなの目で、不法投棄を監視しましょう。
- まちを美しく保つため、地域で協力してごみを捨てられない環境をつくりましょう。
- 土地や建物の占有者(管理者)は不法投棄を誘発しないよう清潔の保持に努めましょう。

私有地の不法投棄対策(例)

- ロープや柵などで他人が容易に出入りできないようにしましょう。
- 空き地や休耕田などの草刈りを定期的に行いましょう。
- 私有地内の整理整頓に心がけましょう。



「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(要約)

第16条(投棄禁止)

何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

第25条(罰則)

第16条の規定に違反して廃棄物を捨てたものは、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金に処し、またはこれを併科する。(法人においては3億円以下の罰金)

不法投棄を発見したら

岐阜市不法投棄 110番



TEL 0120-530-817

FAX 0120-530-814

または **警察署** へご連絡ください。



注目!! 粗大ごみなどの処分に「無許可」の 不用品回収業者を利用しないでください!

●最近、ポストに粗大ごみなどの不用品を回収するチラシが投函されていませんか?



粗大ごみなどの回収には市の許可が必要になります。また、市の許可業者は、チラシを配布し、粗大ごみを回収することはありません。市の配布している「ごみ出しのルール」に基づき処分するようにお願いします。

なぜ、利用してはいけないの?

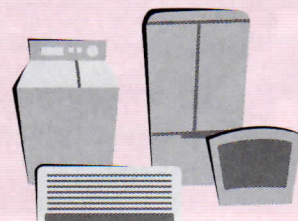
粗大ごみを無許可の回収業者に引き渡すと、法律に基づいた**適正な処理の確認**をすることができません。無許可の回収業者が回収した粗大ごみは**不法投棄**されたり、**国内外で不適正に処理(野外焼却など)**されていることがあります。

無料だからと安易に利用しないで!!



1 他人のごみ(廃棄物)を有償・無償に係わらず収集運搬することは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により**禁止**されています。また、無許可業者にごみ(廃棄物)の処理を依頼すると**依頼した方も法律により罰せられる場合**もあります。

2 不用になったエアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機(衣類乾燥機を含む)は、**家電リサイクル法**により**適正な処理**をすることが義務付けられています。



回収業者の方へ

- ・「古物営業許可」や「岐阜県使用済金属類営業許可」では**ごみ(廃棄物)の回収**はできません。
- ・法律で**廃家電品**は専ら再生利用の目的となる「**くず鉄**」に該当しません。

●粗大ごみの処理は、粗大ごみ受付センター

☎ **058-243-0530** へお申し込みください。

●ごみの処理についてのご相談は岐阜市役所 環境事業課まで

☎ **058-214-2418** (環境事業課直通)

●岐阜市のホームページアドレス【ごみ出しのルール】

<http://www.city.gifu.lg.jp/1466.htm>

●環境省のホームページアドレス【無許可回収業者注意喚起】

<http://www.env.go.jp/recycle/kaden/tv-recycle/qa.html>